

監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。  
また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和2年10月29日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 天利 薫

1 監査の種類

随時監査

2 監査の実施期間

令和2年9月1日から令和2年9月30日まで

3 監査の対象部課等

環境経済部 環境課

4 監査の対象

令和元年度における負担金、補助金及び交付金の交付事務等

5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

監査の実施にあたっては、環境経済部環境課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、負担金、補助金及び交付金の交付事務が法令、規則等に基づき適切に処理されているか、交付額の妥当性が認められるか、事業の成果確認が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

6 監査の結果

負担金、補助金及び交付金の交付に係る事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

7 監査の結果に関する意見

(1) 寒川町飼い主のいない猫保護活動補助金

補助事業を遂行するために真に必要な経費を対象とし、対象と対象外を要綱等に明記するなどの見直しを図られたい。また、備品等の購入などについても、品名などを事前に確認する等、適正な補助金の執行に努められたい。

(2) 猫不妊、去勢手術費助成事業補助金

当該手術を受けさせた者は、当該手術を受けさせた日の翌日から起算して1週間以内に実績報告書に領収書を添えて提出しなければならないとされているが、提出が遅れた場合でも理由書を添付し交付を認めていた。申請者に期日の厳守を促すよう留意するか、規定されている「1週間以内」の期間が妥当なのか検討されたい。

(3) 寒川町家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助金

補助金交付決定にあたり、交付条件に「設置した家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置日から起算して6年を経過するまでは、町長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなど処分してはならない。」とされているが、6年を経過するまで処分されていないことを確認する方法が確立されていないため、確認する仕組みを検討されたい。